



神奈川県連合町内会自治会連絡協議会  
(令和4年2月定例会)

郵送にて書面による依頼・情報提供



## 1 警察・消防 定例報告

- (1) 刑法犯認知状況について (神奈川警察署生活安全課)
- (2) 交通事故発生状況について (神奈川警察署交通課)
- (3) 火災・救急等の状況について (神奈川消防署)

## 2 議題

- (1) 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン(素案)」に関するパブリックコメントの実施について 【市民意見募集】(財政局財政課)
- (2) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について  
【情報提供】(健康福祉局総務課臨時特別給付金担当)
- (3) ストープによる火災の増加に伴う住宅火災の予防について  
【掲出依頼】(神奈川消防署総務・予防課)
- (4) 広報紙の配布について 【協力依頼】(区政推進課)
- (5) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦及び増員・減員について  
【情報提供】(福祉保健課)
- (6) 神奈川区寄り添い型生活支援事業の開始について  
【情報提供】(こども家庭支援課)
- (7) 消費生活情報「よこはまぐらしナビ」について  
【掲出依頼】(経済局消費経済課)

- (8) 令和4・5年度自治会町内会交通部連絡委員会交通部長及び理事の  
選出並びに報告について 【選出依頼】(地域振興課)
- (9) 自治会町内会副会長等表彰に伴う候補者の推薦について  
【推薦依頼】(区連会事務局)
- (10) 「令和3年度神奈川区民まつり」について  
【情報提供】(神奈川区民まつり実行委員会事務局)
- (11) 新型コロナウイルスワクチンの3回目接種について  
【情報提供】(健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当)

※ (1)・(2)・(4)・(5) は市連会からの議題です。

### 3 その他

- (1) 令和4年度 区連定例会・配送便(白袋)日程について (区連会事務局)
- (2) 令和4年度 区連会総会について (区連会事務局)

#### 《3月定例スケジュール》

- ・ 3月区連定例会の開催について (地域振興課)
  - ◇日時：令和4年3月18日(金)13時30分～
  - ◇場所：神奈川区役所 本館5階大会議室
- ・ 3月の配送便(白袋)について (地域振興課)
  - 3月の配送便は25日(金)までに送付予定です。

# 議 題

## 1 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（素案）」 に関するパブリックコメントの実施について

市民意見  
募 集

現役世代はもとより、子どもたちや将来の市民に豊かな未来をつなぐため、“財政を土台”に、持続可能な市政が進められるよう、財政運営の基本方針、それを踏まえた将来アクション等を示す「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（素案）」を策定しましたので、パブリックコメントを実施します。

つきましては、参考として 2月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料（説明資料、リーフレット）を1部お送りいたします。

### 【実施期間】

令和4年3月1日から4月5日まで

### 【提出方法】

電子申請システム・電子メール・郵送（専用はがき）・FAX

### 【資料の配架場所】

各区役所、市民情報センター、市立図書館等

※パブリックコメント用リーフレットは3月1日から配架する予定です。

なお、素案冊子は閲覧のみとさせていただきます。

### 【問合せ先】

財政局 財政課 担当：高瀬・杉田・松永 電話：671-2231 FAX：664-7185

## 2 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

情報提供

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での生活支援として、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します。

令和3年12月10日時点で横浜市に住民登録があり、世帯全員が令和3年1月1日以前から横浜市に住民登録がある住民税非課税世帯には、2月14日から順次「確認書（申請書）」をお送りします。

世帯の中に令和3年1月2日以降に市外から転入した方がいる住民税非課税世帯の方や、家計急変世帯（令和3年1月以降に世帯全員が住民税非課税相当となった世帯）の方は、下記の方法で申請書を取得していただき、申請をしてください。申請書は市のウェブページからダウンロードできるほか、各区役所・社会福祉協議会にて配布します。

また、本件については広報よこはま市版2月号にも掲載し、同3月号にても再度広報を行う予定です。

つきましては、参考として 2月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送り いたします。

### 【受付期間】

令和4年2月16日～9月30日（必着）

### 【市ウェブページ】

「横浜市 住民税非課税 給付金」で検索

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/hikazeikyufu/hikazeikyufu.html>

### 【問合せ先】

◇制度全般について

横浜市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター：0120-045-320

受付時間：9：00～19：00

◇資料について

健康福祉局 総務課 臨時特別給付金担当 担当：吉田・小野田

電話：671-4754 FAX：664-4739

### 3 ストープによる火災の増加に伴う住宅火災の予防について

掲出依頼

今年に入り、市内でストーブが原因となる火災が12件発生しており、前年比5件の増加となっています。神奈川区内でも1月中に電気ストーブが原因となる火災が1件発生しています。

横浜市内では、過去10年間で258件のストーブによる火災が発生し、32名の方が亡くなっています。これは他の火災原因による死者発生率と比べて、非常に高い割合となっているため、ストーブの適正な使用方法の確認と、住宅からの出火防止について、気を付けていただきたい内容を周知させていただきます。

つきましては、2月の配送便にてチラシをお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

#### 【掲出期間】

令和4年2月25日（金）から4月30日（土）まで

#### 【問合せ先】

神奈川消防署 総務・予防課 担当：福島・青柳・吉原 電話：316-0119 FAX：316-0119

### 4 広報紙の配布について

協力依頼

「広報よこはま」等は、区民生活に密接した情報を各世帯にお知らせする広報媒体として発行しています。

令和4年度も、マスクの着用など感染症対策に御配慮のうえ、各世帯への配布に御協力をよろしくお願いいたします。

つきましては、2月の配送便にて各自治会町内会長様あてに依頼文を送付します。

なお、配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合は、民間事業者によるポスティングへの切替えについて、区役所区政推進課広報相談係まで御相談ください。

#### 【問合せ先】

区政推進課 広報相談係 担当：相原・秋保 電話：411-7021 FAX：314-8890

## 5 民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦及び増員・減員について

情報提供

民生委員・児童委員及び主任児童委員（以下「民生委員」と記載）について、令和4年は7月に欠員補充を行い、12月に任期満了に伴う一斉改選を行います。

つきましては、7月の欠員補充について、下記のとおり各地区推薦準備会及び連合地区推薦準備会を開催し、候補者を御推薦いただきますよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

なお、12月の一斉改選については、5月に改めて詳細を御説明させていただくとともに、事務説明会を6月に行う予定です。説明会については、直前の感染状況に応じて開催を判断させていただきます。

また、欠員補充のタイミングに合わせて、地区の委員数の増員・減員も行っています。今回、以下の2点について該当する場合には、ご対応をお願いいたします。

### 1 推薦準備会の開催について

- (1) 該当する自治会町内会長及び地区連合町内会長には別途依頼文及び必要書類を配送便とは別に郵送します。
- (2) 4月15日（金）までに関係書類を神奈川区役所へご提出ください。

### 2 増員・減員について

民生委員の増員・減員をお考えの場合、地区民児協とご相談の上、3月24日（木）までに福祉保健課までご連絡ください。

※民生委員は200世帯から440世帯で1人配置が基準です。

### 【参 考】

◇開催していただく推薦準備会

民生委員：町内会単位の地区推薦準備会

主任児童委員：連合地区の推薦準備会

◇開催時期

令和4年7月1日付け欠員補充 令和4年3月～4月

令和4年12月1日付け一斉改選 令和4年6月～8月

### 【問合せ先】

福祉保健課 運営企画係 担当：小池・高橋・山根 電話：411-7132 FAX：316-7877

## 6 神奈川県寄り添い型生活支援事業の開始について

情報提供

神奈川県では、従来から「神奈川県寄り添い型学習支援事業」により、養育環境に課題のある家庭に育つ中学生に対し、学習支援等を行っております。令和4年3月からは、新たに、同じく養育環境に課題のある小・中学生を対象にして、基本的な生活・学習習慣を身に付けるための「神奈川県寄り添い型生活支援事業」を開始し、支援を充実させていきます。

※連長までの情報提供です。

### 【問合せ先】

こども家庭支援課 こども家庭支援担当：萩原 電話 411-7172 FAX 321-8820

## 7 消費生活情報「よこはまくらしナビ」について

掲出依頼

横浜市消費生活総合センターにおいて毎月作成している、最近の消費者被害等の事例等をわかりやすくお伝えするちらし「よこはまくらしナビ」3月号について、2月の配達便にてお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

### 【問合せ先】

経済局 消費経済課 担当：本田・若林 電話：671-2584 FAX：664-9533

## 8 令和4・5年度 神奈川区自治会町内会交通部連絡委員会 交通部長及び理事の選出並びに報告について

選出依頼

令和4年度は交通部長及び理事の改選期（任期2年）にあたります。

つきましては、各自治会町内会から交通部長を選出いただくとともに、各地区連合町内会におかれましては交通部長の中から理事を選出していただき、同封の報告書様式により当委員会委員長あて御報告をお願いします。

### 【依頼内容】

令和4・5年度交通部長及び理事の選出並びに報告

#### ◆交通部長

◇人数：各自治会町内会1名

◇報告期限：令和4年4月4日（月）

◇報告方法：2月の配送便でお送りする報告書様式によりご報告をお願いします。

◇提出先：地域振興課（神奈川区自治会町内会交通部連絡委員会事務局）

#### ◆交通部理事

◇人数：地区連合町内会を構成する自治会町内会の数によります。

○10団体以下の場合は2名

○11団体以上の場合は3名

◇報告方法：同封の報告書様式によりご報告をお願いします。

◇報告期限：令和4年5月2日（月）

◇提出先：地域振興課（神奈川区自治会町内会交通部連絡委員会事務局）

### 【問合せ先】

地域振興課 担当：佐藤・沓澤 電話：411-7095 FAX：323-2502

## 9 自治会町内会 副会長等表彰に伴う候補者の推薦について

推薦依頼

令和4年度区連会総会開催日において、総会に先立ち自治会町内会副会長等表彰を実施する予定です。

つきましては、表彰候補者について各地区取りまとめの上、事務局まで御推薦いただきますようお願いいたします。

### 【表彰概要】

◇表彰対象者

- ①自治会町内会の副会長で令和4年4月末現在において在職期間が5年に達する者
- ②上記に準じる役員（各地区1名程度）

（詳細は自治会町内会副会長等永年在職者表彰規定を御参照ください）

◇表 彰 式：令和4年5月11日（水）午後2時（予定）

※令和4年度 区連会総会に先立ち実施

※近くなりましたら、被表彰者あて別途御案内します。

◇推 薦 方 法：各地区取りまとめの上、推薦書を事務局まで御提出ください。

◇推 薦 期 限：令和4年3月18日（金）

※連長までの依頼事項です。

### 【問合せ先】

区連会事務局（地域振興課内）担当：壽美・段 電話：411-7086 FAX：323-2502

## 10 「令和3年度神奈川区民まつり」について

情報提供

ケーブルテレビ局のYOUテレビで、令和3年度神奈川区民まつりのフィナーレライブ配信を編集した内容が放映されることになりましたのでご案内します。期間中繰り返し放送されます。

地上10チャンネル 3/6(日)～3/11(金) 18時～19時

地上11チャンネル 3/7(月)～3/13(日) 15時～16時 / 21時～22時

### 【問合せ先】

神奈川区民まつり実行委員会事務局（地域振興課）

担当：壽美・中村 電話：411-7086 FAX：323-2502

新型コロナウイルスワクチンの3回目接種について、令和4年2月下旬から3月までの接種券の発送日を決定し、一部発送の前倒しを行いました。

具体的な日程等について掲載した「ワクチンNEWS第11号」を発行しましたので、2月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

「ワクチンNEWS第11号」は、区役所、地域ケアプラザ等の区民利用施設に配架するほか、同様の情報を本市ウェブサイトでもお知らせします。

### 【自治会町内会への送付資料】

- ①送付文
- ②ワクチンNEWS第11号（2月16日発行）

### 【問合せ先】

- ◇ワクチン接種全般について  
横浜市新型コロナワクチン接種コールセンター 電話：0120-045-070
- ◇資料について  
健康福祉局 健康安全課 ワクチン接種調整等担当 電話：671-4841

## その他

- (1) 令和4年度 区連定例会・配送便（白袋）日程について（区連会事務局）  
＜※2月配送便にて各自治会町内会長様あてに送付＞
- (2) 令和4年度 区連会総会について（区連会事務局）
  - ◇日 時：令和4年5月11日（水）午後2時～（予定）
  - ◇場 所：神奈川区役所 本館5階大会議室

## 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（素案）」に関する パブリックコメントの実施について

### 1 趣旨

今後、人口減少や高齢化の進展等により財政状況がより一層厳しさを増すことが見込まれています。そのような状況の中でも、現役世代はもとより、子どもたちや将来の市民に豊かな未来をつなぐため、“財政を土台”に、持続可能な市政が進められるよう、中長期的な財政方針「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（以下、「財政ビジョン」）」を策定します。

財政ビジョン策定にあたり、幅広く市民の皆様のご意見を伺うため、素案をもとにパブリックコメントを実施します。

### 2 財政ビジョンについて ※下記、資料 1 及び 2 参照

- ・資料 1 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（素案）」冊子
- ・資料 2 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン（素案）」パブリックコメント用リーフレット

### 3 パブリックコメントの概要

#### (1) 市民意見募集期間

令和 4 年 3 月 1 日（火）から 4 月 5 日（火）まで

#### (2) 御意見の提出方法

電子申請フォーム、電子メール、郵送（リーフレット付属の専用はがき）、FAX

#### (3) パブリックコメント用リーフレット（資料 2）の配布場所

募集期間中、区役所、市立図書館、横浜市市民情報センター等で配布

※冊子（資料 1）は、各区役所広報相談係、市立図書館、横浜市市民情報センター、横浜市財政局財政課及び本市ホームページで閲覧できます。

#### (4) その他

区連会 2 月定例会、広報よこはま 3 月号や横浜市公式 Twitter・LINE でお知らせするほか、2 月下旬に記者発表を行います。

### 4 策定までのスケジュール（現在の予定：令和 4 年 2 月現在。議会への説明・審議を経て確定）

5 月頃 パブリックコメントの結果・原案の公表

6 月頃 確定 ※横浜市議会基本条例第 13 条に基づく

担当：財政局財政部財政課 高瀬、杉田、松永

電話：045-671-2231 FAX：045-664-7185

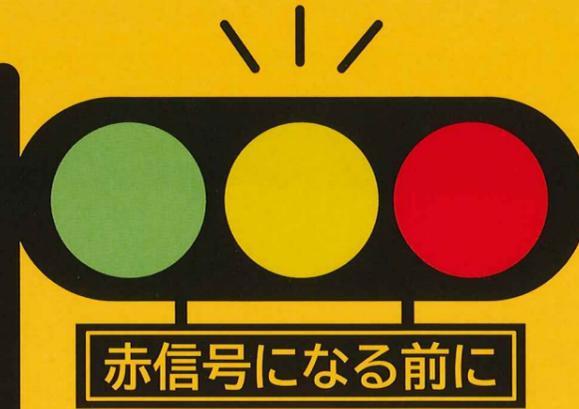
E-mail：za-zaisei@city.yokohama.jp

### 素案冊子は以下の場所で閲覧できます

- 横浜市財政局財政課ウェブページ  
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/jokyo/zaiseivision/zaiseivision.html
- 各区役所広報相談係
- 市民情報センター(横浜市庁舎3階)
- 横浜市立図書館
- 財政局財政課(横浜市庁舎12階)



※素案冊子については閲覧のみとなっております。  
紙での配布は行っておりませんので、あらかじめ御了承ください。



# 横浜市の持続的な発展に向けた 財政ビジョン

を策定します

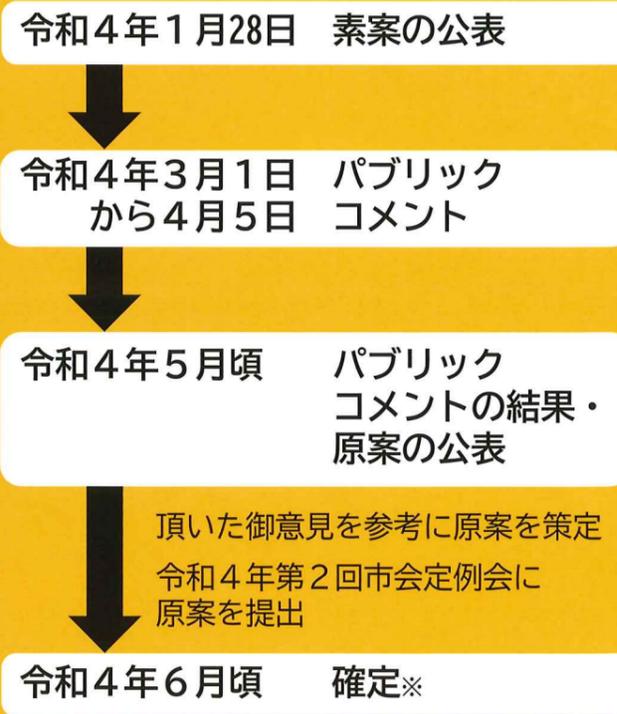
皆様の御意見をお聞かせください

令和4年3月1日(火)から  
4月5日(火)まで

今後、人口減少や高齢化の進展等により財政状況がより一層厳しさを増すことが見込まれています。  
現役世代はもとより、子どもたちや将来市民に豊かな未来をつなぐため、「施策の推進と財政の健全性の維持」を真に両立し、「財政を土台」に、持続可能な市政を進められるよう「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」を策定していきます。

### 策定までのスケジュール

※現在の予定(令和4年2月現在)



※横浜市議会基本条例第13条に基づく

問合せ先 横浜市財政局財政課

・TEL 045-671-2231 ・FAX 045-664-7185  
・電子メール za-zaiseivision@city.yokohama.jp

(切り取り線)

郵便はがき

231-8790

005

(受取人)  
横浜市中区本町  
6丁目50番地の10  
横浜市財政局  
財政課 行

料金を取人払郵便

横浜港局 承認

8028

差出有効期限  
令和4年  
4月5日まで

切手を貼らずに  
お出しください。

(切り取り線)



担当者  
使用欄 No.

回答されるあなたの情報を御記入ください

住所	<input type="checkbox"/> 横浜市( )区 <input type="checkbox"/> 市外
氏名	

御意見の提出に伴い頂いた氏名・住所等の個人情報は、「横浜市個人情報保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

# 目指すべき「持続的な財政」の姿を実現するために 財政運営の基本方針を定めます

## 1 債務管理

市民一人当たり残高を中長期的に管理し、計画的・戦略的に市債を活用することで、債務がバランスを徹底します。また、債務の償還資金は、償還スケジュールに合わせて、予算や減債基金への積立により確実に手当てします。

## 2 財源確保

財源の安定的・構造的充実に向け、総合的な施策に取り組みます。また、従来からの財源調達手段に捉われず、新たな考え方や手法を取り入れながら、財源を確保します。

## 3 資産経営

保有する土地・建物の戦略的利活用により、価値の最大化を進めます。また、公共施設が提供する機能・サービスを持続的に維持・向上させるため、保全・運営の適正化、規模の効率化、財源創出の3つの原則により公共施設マネジメントを推進します。

## 4 予算編成・執行

「施策の推進と財政の健全性の維持」を真に両立する予算編成を行います。また、十分な余力を確保し、臨機応変に対応できる強靱な財政構造を構築・維持します。政策展開・行政運営において、データ活用を徹底します。

## 5 情報発信

財政に関する現在・過去・未来の情報やデータを市民の皆様としっかり共有し、協働・共創による市政への主体的な関わりへとつなげます。

## 6 制度的対応

持続可能な市政運営の基盤となる地方税財政制度の充実に向け、行政現場の実情と客観的なデータに基づく具体的な国への提案・要望に取り組みます。

## 目指すべき「持続的な財政」の姿

「安定性」「強靱性」「将来投資能力」の3つ性質を備え、市政運営の土台としての役割が将来にわたり継続的に発揮できる財政を目指します。

基礎的な行政サービスを提供し続けることができる

安定性

自然災害等による急激な変化に対して機動的・柔軟に対応できる

強靱性

将来投資能力

将来のための資金を効率的に調達し、事業を進めることができる

持続性評価指標

指標を用いて「財政の持続性」を定期的にモニタリングし、総合的に評価していきます。

2065年度  
収支不足額 1752億円

今後、支出は増えていくけれど収入は減っていくため、収支不足額は大きくなるばかり...  
このままでは、必要な行政サービスを行うことができなくなってしまいます

将来アクションに取り組み、収支不足に対応していきます

基本方針に基づいた  
将来アクションに取り組みます

### 債務管理アクション

一般会計が対応する借入金市民一人当たり残高を2040年度に現在水準(約84万円)に抑制

### 資産経営アクション

・公共建築物の床面積を2040年度時点で現在水準より増やさず、2065年度までに▲10%縮減  
・未利用等土地を2030年度までに30ha、2040年度までに60ha利活用

### 収支差解消アクション

2030年度までに、減債基金に頼らず収支差を解消

### 国への要望

地方税財政制度への提案

2022年度  
収支不足額 0円

2030(R12)

2040(R22)

2050(R32)

2060(R42)

皆様からの御意見を  
募集します！

募集期間 令和4年3月1日(火)から4月5日(火)まで

提出方法

①電子申請システム **推奨**

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/4fa2a106-53c9-425f-84ca-a5ce5c96492a/start>



②電子メール※ [za-zaiseivision@city.yokohama.jp](mailto:za-zaiseivision@city.yokohama.jp)

③郵送 本リーフレット付属のハガキを切り取り、お送りください。切手は不要です。

④FAX※ 045-664-7185

※電子メール・FAXにて御提出いただく場合は、住所・氏名・御意見いただく項目・財政ビジョンへの御意見である旨を明記したうえでお送りください。

留意事項

- ・御意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭での御意見はお受け付けすることができません。
- ・頂いた御意見は、原案策定の参考にさせていただきます。個人情報を除き、本市の考え方と合わせて後日公表させていただきます。個別の回答は行っておりませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・御意見の提出に伴い頂いた氏名・住所・メールアドレス等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従って適正に管理し、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

財政ビジョンへの御意見を  
御記入ください

●御意見のある項目に✓を入れてください。  
(複数選択可)

- 策定の背景・ねらい
- 財政ビジョンの位置づけ
- 目指すべき「持続的な財政」の姿
- 財政運営の基本方針
  - 債務管理
  - 財源確保
  - 資産経営
  - 予算編成・執行
  - 情報発信
  - 制度的対応
- 持続性評価指標
- 将来アクション
- その他( )

●こちらに御意見をお書きください。

裏面に住所・氏名を御記入のうえ、投函してください。(切手不要)

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について（情報提供）

### 1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中での生活支援として、住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給します。対象世帯の方がこの給付金を受け取るためには、申請手続きが必要です。

詳細は別添「横浜市版 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内」をご覧ください。

### 2 申請書の配布及びチラシ配架場所（令和4年2月16日配布開始）

令和3年12月10日時点で横浜市に住民登録があり、世帯全員が令和3年1月1日以前から横浜市に住民登録がある住民税非課税世帯には、2月14日から順次、「確認書（申請書）」をお送りします。

世帯の中に令和3年1月2日以降に市外から転入した方がいる住民税非課税世帯の方や、家計急変世帯（令和3年1月以降に世帯全員が住民税非課税相当となった世帯）の方は、下記(1)の方法で申請書を取得していただき、申請をしてください。

#### (1) 申請書配布

ア 区役所申請サポート窓口、区社会福祉協議会にて配布

イ 横浜市ウェブページからダウンロード

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/hikazeikyufu/hikazeikyufu.html>

#### (2) チラシ配架場所

市役所、区役所、市・区社会福祉協議会、地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザ

### 3 お問合せ先

#### (1) 横浜市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター

電話番号：0120-045-320（フリーダイヤル）

FAX 番号：0120-303-464（フリーダイヤル、耳の不自由な方のお問合せ用）

受付時間：午前9時から午後7時まで（土日祝日含む。）

※ 3者通話による外国語対応を行います。

（英語、中国語、ポルトガル語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、タガログ語）

#### (2) 申請サポート窓口（令和4年2月16日開設）

各区役所に申請書の記入などをサポートする窓口を設置します。

受付時間：午前9時から午後5時まで（平日）

※ 詳細については、横浜市ウェブページをご確認ください。

横浜市 住民税非課税 給付金 **検索**

※ 広報よこはま2・3月号に制度概要等を掲載

※ 横浜市民生委員児童委員協議会3月理事会にて、同じ内容を情報提供させていただきます。

担当：健康福祉局総務課臨時特別給付金担当

吉田、小野田

電話番号：671-4754、FAX 番号：664-4739

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金 (10万円/1世帯) のご案内

受給には手続きが必要です

## 支給対象と申請の手続き

横浜市で支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯の世帯主)

### ① 非課税世帯

令和3年12月10日時点で  
横浜市に住民登録があって  
世帯全員の令和3年度※  
「住民税均等割が非課税」  
の世帯

※令和2年1月1日から令和2年12月31日の  
間に得た収入が対象

### ② 家計急変世帯

申請日時点で横浜市に住民  
登録があって新型コロナ  
ウイルス感染症の影響で  
令和3年1月以降の収入が  
減少し「住民税非課税相当」  
の収入となった世帯

【さらに】世帯全員が住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成されていない  
他都市含め、世帯内に、本給付金を支給された方がいない

### A 確認書(申請書)が届きます(要返送)

世帯の全ての方が  
令和3年1月1日以前から  
横浜市にお住まいの場合

郵送で確認書(申請書)が届きます。  
必要事項をご記入の上、ご返送ください。

### 申請書を提出してください

横浜市ウェブサイトからダウンロード、  
または区役所等で書類を受け取り、  
申請書を郵送で提出してください。

詳しくは裏面「②」へ

または

### B 申請書を提出してください

世帯の中に令和3年1月2日以降に  
市外から転入してこられた方がいる  
場合

横浜市ウェブサイトからダウンロード、  
または区役所等で書類を受け取り、  
申請書を郵送で提出してください。

詳しくは裏面「①」へ

## 給付金の支給額

1世帯あたり10万円(支給は1回のみ)

## 申請期限(必着)

令和4年9月30日(金)

横浜市 住民税非課税 給付金

検索



特設ページ

# 給付金の申請手続き

## ① 令和3年度住民税均等割が非課税の世帯

A

**世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から横浜市にお住まいの場合**

- 対象世帯の世帯主の方へ、支給内容や確認事項が書かれた確認書(申請書)が **郵送で届きます**。
- 必要事項を記入し、添付書類と一緒に、専用の返信用封筒で **返送**してください。



B

**世帯の中に、令和3年1月2日以降に横浜市へ転入してこられた方がいる場合**

- 申請書類は、横浜市ウェブサイトからダウンロード、または、お近くの区役所等で **お受け取り**ください。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に **郵送**してください。  
(令和3年度の住民税課税地が横浜市ではないため、申請をお願いします。)

※令和3年1月1日以前から横浜市にお住まいの方でも、世帯構成に変更があった場合は、確認書(申請書)が届かない可能性がありますので、個別にお問合せください。

## ② 家計急変世帯(新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯)

- 申請書類は、横浜市ウェブサイトからダウンロード、または、お近くの区役所等で **お受け取り**ください。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に **郵送**してください。

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準\*以下であることを指します。なお、収入で要件を満たさない場合は、1年間の所得で判定します。

\*《一例》单身又は扶養親族がいない場合：給与収入100万円以下、配偶者又は扶養親族を1名扶養している場合：給与収入156万円以下

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

### お問合せ

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター  
(制度についてのお問合せ)

**0120-526-145**

受付時間：9：00～20：00 ※土日祝含む

横浜市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター

**0120-045-320**

受付時間：9：00～19：00 ※土日祝含む

※受付日時は変更することがあります。

FAX番号：0120-303-464

(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

### 申請サポート窓口(各区役所)

各区役所に、申請手続きをサポートする窓口を設置しております。

受付時間：月～金曜日：9：00～17：00 ※受付日時は変更することがあります。



# 家計急変世帯に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

申請締切日  
**9/30** (金)  
必着

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に収入が減少し、住民税非課税相当となった横浜市在住の世帯（世帯主）に給付金を支給します。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

※住民税非課税世帯に対する給付金をもらった方は支給対象外です。

支給対象となる世帯

申請日時点で横浜市に住民登録があつて、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1月以降の収入が減少し「**住民税非課税相当**」の収入となった世帯

- ※令和3年1月以降の「任意の1か月の収入」を12倍することで年収に換算して判定します。
- ※令和4年6月以降（令和4年度住民税の税額決定後）に令和3年1月から12月までの収入をもとに申請する場合は、令和4年度住民税均等割非課税であることが条件です。
- ※世帯としての収入（所得）の合計ではなく、世帯全員のそれぞれの収入（所得）で判定します。

## 住民税非課税相当の判定イメージ(例)

令和3年1月以降の任意の1か月の収入	×	12か月	≤	家族構成例	住民税非課税相当限度額 (収入額ベース)
				単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円以下
				配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	156.0万円以下
				配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	205.7万円以下
				配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	255.7万円以下
				配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	305.7万円以下
				障害者・寡婦・ひとり親・未成年の場合	204.3万円以下

※収入額から控除額を引いた所得額での判定で、支給対象となる場合もあります。  
詳細は、横浜市ウェブページ等でご確認ください。

## 申請手続き・問合せ先等

申請手続き : 申請書類は、横浜市ウェブページからダウンロード、または、お近くの区役所等でお受け取りいただき、申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に郵送してください。

市ウェブサイト: [横浜市 住民税非課税 給付金 検索](#)



特設ページ

コールセンター : 0120-045-320 (9:00~19:00、土日祝含む)

相談窓口 : 各区に申請サポート窓口を設置 (平日 9:00~17:00)

※コールセンター、相談窓口、ともに、受付日時は変更することがあります。

ストーブによる火災の増加に伴う住宅火災の予防について

今年に入り、市内でストーブが原因となる火災が12件発生しており、前年比5件の増加となっています。神奈川県内でも1月中に電気ストーブが原因となる火災が1件発生しています。

横浜市内では、過去10年間で258件のストーブによる火災が発生し、32名の方が亡くなっています。これは他の火災原因による死者発生率と比べて、非常に高い割合となっているため、ストーブの適正な使用方法の確認と、住宅からの出火防止について、気を付けていただきたい内容を周知させていただきます。

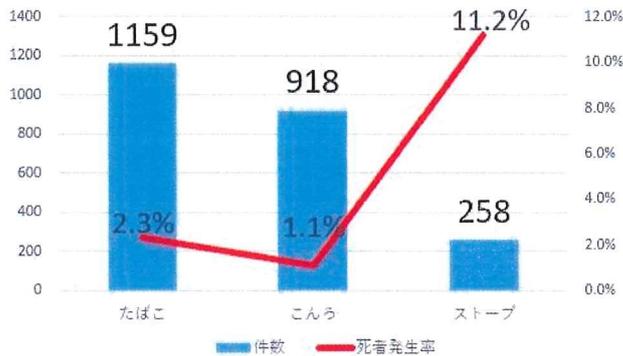
つきましては、別紙チラシをお送りいたしますので、掲示板への掲出をお願いいたします。

【掲出期間】

令和4年2月25日（金）から4月30日（土）まで

【主な出火原因別の火災件数と死者発生率（2011-2020年）】

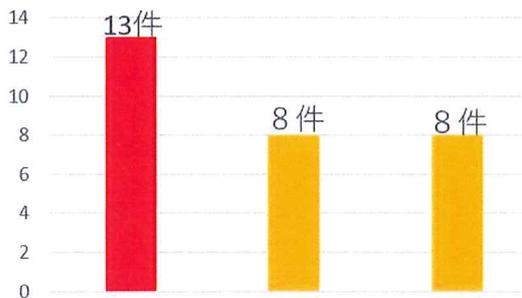
※横浜市消防局 H.P.より引用



主な出火原因別の火災件数と死者発生率

【ストーブ火災による死者が発生した時間帯（2011-2020年）】

※横浜市消防局 H.P.より引用



ストーブ火災による死者が発生した火災件数(2011～2020)

神奈川消防署総務・予防課  
予防担当 福島・青柳・吉原  
電話/FAX：045-316-0119



このチラシは、神奈川県防火防災協会の協力で印刷しています！



# こんにちは！神奈川消防署です

## ストーブによる火災が増えています!!

今年に入り、市内ではストーブが原因となる火災が増えています。ストーブの周りには燃えやすいものを置かない、ストーブの上に洗濯物を干さない、ストーブをつけたまま就寝しないなど、ストーブによる火災には十分注意してください！



※ 特に電気ストーブによる火災が増えています!!

横浜市内では、過去10年間で258件のストーブ火災が発生し、32名の尊い命が奪われています。これは他の火災原因による死者発生率と比べて、非常に高い割合となっています。ストーブの取扱いには十分注意しましょう！

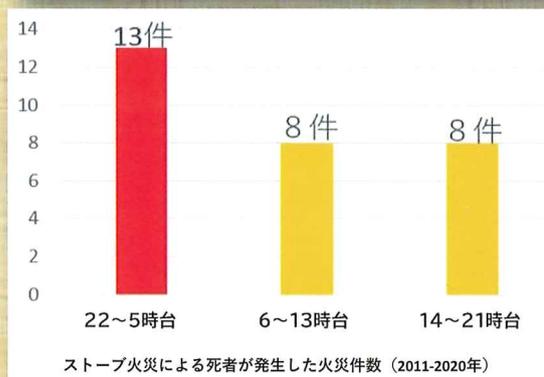
ストーブ火災の発生した件数を時間別に見ていくと、ストーブ火災258件のうち73件は、多くの方々が就寝していると思われる時間帯(22時～5時台)に発生しており、死者が発生した29件(※1件で複数の死者が発生した火災もあります。)のうち13件はこの時間帯に発生しています。寝る前に必ずストーブのスイッチは切るようにしましょう。

また、住宅火災の被害を減らすには、住宅用火災警報器の設置が大変有効です。定期的に点検し、10年を目安に交換しましょう。



横浜市消防局マスコットキャラクター ハマくん

nite 独立行政法人製品評価技術基盤機構  
注意喚起動画(再現実験映像等) QRコード



※ 出典:横浜市消防局ホームページ



神政第 1411 号  
令和4年2月18日

自治会・町内会長 様

横浜市神奈川区長 日比野 政芳  
横浜市市民局長 石内 亮  
横浜市議会局長 屋代 英明

### 広報紙の配布について（依頼）

日頃から市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。  
横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

これまで市民の皆様のご暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、皆様のご協力により配布を行ってまいりました。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症に関する情報をはじめ、市政情報を市民の皆様にお届けしてまいりますので、マスクの着用など感染症対策に御配慮のうえ、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

#### 1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和4年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）※
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和4年5月、8月、11月 令和5年2月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

各世帯へ毎月1日～10日までの間に配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

ただし、令和5年1月号は、令和4年12月29日までにお届けします。

(5) 配布謝金の支払

実際にお配りいただいた部数について、各団体宛に年度内に2回（令和4年10月と令和5年3月）お支払いします。

裏面あり

2. 配布担当者や部数などの変更連絡先について

神奈川県区政推進課広報相談係 TEL 411-7021 FAX 314-8890

※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。(当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。)

3. その他

- (1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります(報酬を配布担当の御本人が受け取る場合を除きます)。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係(Tel: 411-7006)に御相談ください。
- (2) 各自治会町内会の区域内のグループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。
- (3) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様によくお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。
- (4) 配布員が確保できない、高齢化で配布に苦勞しているなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っています。区役所広報相談係(tel: 411-7021)まで御連絡ください。
- (5) 令和4年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

民間事業者によるポスティングに切り替えた場合

- ・民間事業者が自治会町内会内エリアの全世帯(未加入世帯含む)に配布します。
- ・広報の仕分けや配布の作業がなくなります。
- ・配布部数の変更や配布担当者の変更などの御連絡が不要になります。
- ・広報配布謝金のお支払いがなくなります。
- ・ポスティングへの切り替え調整に2~3か月かかる場合があります。



担当：神奈川県区政推進課広報相談係

Tel 411-7021 FAX 314-8890

市民局広報課 広報紙担当

Tel 671-2332 FAX 661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel 671-3040 FAX 681-7388

## 引っ越しのトラブルにご注意！

引っ越しが多くなる時期になりました。

「約束した日時に来ない」

「聞いていない追加料金が発生した」

「荷物の紛失や破損があった」 など

毎年様々なトラブルの相談が寄せられています。

いざという時のために、見積書はきちんと保管しておき、破損個所の写真を撮るなど情報を整理した上で、引っ越し事業者に連絡しましょう。

困ったときは、  
消費生活総合センター  
にご相談ください。



お互いに 一声かけて見守りを！



※交通部長選出依頼

令和4年2月18日

各 自治会町内会長 様

神奈川県自治会町内会交通部連絡委員会  
委員長 岡田 孝

令和4・5年度自治会町内会交通部長の報告について（依頼）

時下 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、区自治会町内会交通部連絡委員会の活動につきましては、お力添えをいただき厚くお礼申し上げます。

さて、神奈川県では昭和47年以来、地域ぐるみで交通安全活動を推進するため、各自治会町内会の交通部長による「交通部連絡委員会」を設立し、交通安全活動を展開しています。

つきましては、当委員会を構成する貴自治会町内会の交通部長を選任していただき、次によりご報告くださいますようお願いいたします。

なお、次期交通部長の任期は、区自治会町内会交通部連絡委員会会則により、令和4・5年度の2年間となります。

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 交通部長報告書 | 別紙様式による  |
| 2 | 提出期限    | 令和4年4月4日（月）  |
| 3 | 提出先     | 神奈川県役所地域振興課 担当：沓澤<br>〒221-0824 神奈川県広台太田町3-8<br>TEL：411-7095 FAX：323-2502 |

神奈川県神奈川区自治会町内会交通部連絡委員会  
令和4・5年度 交通部長報告書

参考

令和4年 月 日

神奈川県神奈川区自治会町内会交通部連絡委員会委員長 様

地区連合会名：  
自治会町内会名：  
会 長 名：

◆ 令和4・5年度交通部長に選任された方について、以下の項目にご記入ください。

ふりがな	
氏 名	
住 所	〒 ー 横浜市神奈川区
電 話	( )
F A X	( )
E-mail	@
交通部での の経歴	新任 ・ 継続 ( 回目 ・ 年目) ↑不明の場合は記載不要です
交通部帽子 の支給	要 ・ 不要 (継続で“要”とした場合その理由)

※交通部の活動の際には、交通部の名前が記載された帽子及びベストを着用します。

帽子は、原則 新任の交通部長へ無償で支給します。

新任でなく交通部の帽子をお持ちでない方、または帽子が壊れてしまった方はその旨を理由欄にご記入ください。なお、ベストは前任者から引き継いでいただけますようお願いいたします。

※横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、交通部の連絡以外には用いません。

以下の「承諾書」は、新たに交通部長を選任した場合に、ご記入願います。

承 諾 書

令和 年 月 日

自治会町内会長 様

私は、当自治会町内会の交通部長として、選任されることを承諾します。

氏 名： \_\_\_\_\_

※ 令和4年4月4日（月）までに地域振興課 沓澤へ提出をお願いします。

(〒221-0824 神奈川県神奈川区広台太田町3-8 FAX:045-323-2502)

各地区連合会長 様

各自治会町内会長 様

日頃から横浜市政の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

市民の皆様へ新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に関する情報等をご案内するため、本市では「ワクチンNEWS」を発行しております。

このたび、3回目接種の接種券の発送時期等について掲載した「ワクチンNEWS第11号」を発行いたしましたので、お知らせいたします。

なお、この「ワクチンNEWS」は、情報の更新に合わせて発行し、区役所、地域ケアプラザ等に配架してまいります。

今後も、市民の皆様に必要な情報の発信に努めてまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

令和4年2月18日

横浜市健康福祉局長 田中 博章

横浜市神奈川区長 日比野 政芳

# ワクチン NEWS

No.11

令和4年2月14日 時点の情報をもとに作成しています。



## 新型コロナウイルスワクチン3回目接種



### 3回目接種の接種券の発送時期について

令和4年2月下旬から3月までの接種券の発送日を次のとおりとします。(一部の方については、接種券の発送を前倒しました)

### 新型コロナウイルスワクチン3回目接種券の発送時期

**接種券を受け取り次第、予約が可能になります**

#### 高齢者(65歳以上の方)

2回目の接種日(令和3年)	接種券発送時期(令和4年)	対象者数(人)
7/17 ~ 8/24	2/21(月)	約30.2万
8/25 ~ 9/6	2/25(金)	約1.1万
9/7 ~ 9/13	3/7(月)	約0.4万
9/14 ~ 9/20	3/14(月)	約0.3万
9/21 ~ 9/27	3/22(火)	約0.3万
9/28 ~ 10/3	3/28(月)	約0.3万

#### 一般(64歳以下の方)

2回目の接種日(令和3年)	接種券発送時期(令和4年)	対象者数(人)
7/14 ~ 8/3	2/25(金)	約21.0万
8/4 ~ 8/12	2/28(月)	約20.3万
8/13 ~ 8/27	3/7(月)	約26.7万
8/28 ~ 9/20	3/14(月)	約37.7万
9/21 ~ 9/27	3/22(火)	約12.9万
9/28 ~ 10/3	3/28(月)	約12.2万

※2回目接種を受けた日付は、1・2回目接種券と同じ用紙の「予防接種済証(臨時)」で確認できます。

※発送からお手元に届くまで1週間程度かかる場合があります。発送予定日を1週間経過しても接種券が届かない場合は、新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターにご連絡ください。

※高齢者(65歳以上の方)で2回目の接種日が令和3年7月16日以前の方、一般(64歳以下の方)で2回目の接種日が令和3年7月13日以前の方の接種券は発送済みです。

※令和4年4月以降は、2回目の接種から6か月の時点で順次発送します。

新型コロナウイルスワクチン  
接種に関するお問合せは、

**横浜市 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター**

**☎ 0120-045-070**



**050-3588-7191**  
(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

受付時間 毎日9時~19時

電話のおかけ間違いにご注意ください

対応言語

English、中文、한국어、Tiếng Việt、नेपाली、Português、Español、日本語

最新情報は  
こちら

横浜市ウェブサイト  
新型コロナウイルスワクチン接種について  
(特設ページ)

横浜市 ワクチン接種



横浜市LINE  
公式アカウント



Twitter  
横浜市広報課



## 3回目接種はワクチンの種類に関わらず、 早めの接種をご検討ください

3回目接種では、1・2回目に接種したワクチンの種類に関わらず、武田/モデルナ社またはファイザー社のワクチンを接種できます。1・2回目接種時のワクチンに限定せず、いずれのワクチンでも予約が取れる場所で早めの接種をご検討ください。

3回目接種について、国からは次のことが示されています。

- 1・2回目と異なるワクチンを接種した場合でも、十分な効果と安全性が確認されていること
- 2回目の接種で武田/モデルナ社ワクチンを接種した方が、3回目に武田/モデルナ社ワクチンを接種した場合、2回目接種後と比較して、リンパ節症は多く見られるが、発熱や疲労などの症状は少ないこと

出典：追加(3回目)接種に使用するワクチンについてのお知らせ(65歳以上の方へ)(令和4年1月28日厚生労働省発行)

## 新型コロナウイルスワクチン 小児接種

新型コロナウイルスワクチンの小児接種の準備を進めています。小児接種の概要については、次のとおりです。(小児接種の予防接種法上の位置づけは、国の分科会での議論を踏まえ決定される見込みです)

対象年齢	5歳から11歳
開始時期	令和4年3月7日(月)以降
使用するワクチン等	ファイザー社製 コミナティ筋注 5～11歳用 ※12歳以上の方向けのワクチンとは用法・用量が異なります。 ※2回接種します。
接種場所	小児科を中心とした個別医療機関 335機関 (令和4年1月31日時点) ※今後も接種できる医療機関を増やしていきます。 医療機関名簿(区別)は、3月上旬に市ウェブサイトに掲載します。
接種券の発送予定日	令和4年3月4日(金) ※令和3年度中に、5～11歳になる小児に一括送付します。 ※令和4年4月以降、新たに5歳になる方には、誕生日を迎える前月末に毎月発送します。 ※郵便事情により、お手元に届くまでに長くて1週間程度かかりますので、ご注意ください。
予約方法	医療機関で直接予約を受け付けます ※医療機関によって予約を受け付ける方法・時間帯が異なりますので、ご確認ください。 ●基礎疾患等のある方の優先予約期間： お手元に接種券が届いてから令和4年3月18日(金)まで 小児接種の開始当初は、ワクチンの供給量が限られているため、基礎疾患等のある方に優先予約期間を設け、その後年齢順に、予約できるようにします。 ※基礎疾患等のある方は、個別通知を受け取り次第、同封の接種券を使って予約申し込みできます。 ※基礎疾患等のない方は、3月19日(土)以降、年齢区分ごとに予約開始の目安の時期を設定し、順次予約いただきます。

※接種する際は保護者の同意が必要となります。接種により期待できる効果と、副反応等のリスクの双方について考慮いただき、接種を受けるご本人(お子様)ともご相談の上で接種についてご判断ください。

※小児接種に関する情報は、市ウェブサイト等で周知していきます。

- 新型コロナウイルスワクチン接種に関する計画は、国の方針等に基づいたものです。今後国の方針等に変更があった場合には、適宜計画を見直していきます。
- 今回お知らせした内容は、本市の需要に見合ったワクチン供給を受けることを前提とした計画です。ワクチン供給の状況により、変更となる可能性があります。
- 新型コロナウイルスワクチン接種に関する計画は、関連する予算の成立を前提としています。

区連会資料  
令和4年2月18日  
区連会事務局

## 令和4年度 区連定例会・配送便（白袋） 日程表

月	区連定例会	配送便（白袋）送付期限
4月	4月18日（月）13時30分～	4月25日までに配送
5月	5月18日（水）13時30分～	5月25日までに配送
6月	6月17日（金）13時30分～	6月25日までに配送
7月	7月19日（火）13時30分～	7月25日までに配送
8月	休 会	休 止
9月	9月16日（金）13時30分～	9月25日までに配送
10月	10月18日（火）13時30分～	10月25日までに配送
11月	11月18日（金）13時30分～	11月25日までに配送
12月	休 会	休 止
1月	1月18日（水）15時30分～	1月25日までに配送
2月	2月17日（金）13時30分～	2月25日までに配送
3月	3月17日（金）13時30分～	3月25日までに配送

○変更する場合には事前に御連絡いたします。

【問合せ先】  
区連会事務局（地域振興課）担当：段  
電話：411-7086